

社会福祉法人 勝山幸寿会
さつき苑居宅介護支援センター
運営規程

社会福祉法人 勝山幸寿会

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人幸寿会が開設する、さつき苑居宅介護支援センター(以下「事業所」という)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援に関するサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮してサービスを行うものとする。

2. 事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的、効率的に提供されるよう配慮して行われるものとする。
3. サービスの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。
4. 事業の運営に当たっては、市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。
5. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、事業所の介護支援専門員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名称 さつき苑居宅介護支援センター
- (2)所在地 福井県勝山市片瀬第15号22番地 さつき苑1階 支援センター

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1)管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び居宅介護支援の調整、業務実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- (2)介護支援専門員 数名
介護支援専門員は、要介護者、またはその家族からの相談、居宅サービス計画作成、保健医療、福祉サービス利用の連絡調整を行い、居宅介護支援にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日と12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の提供方法及び内容、利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、法定代理受領分については、厚生大臣が定める基準(介護報酬の告示)の額とするが、介護保険から10割支給となるので、利用料は生じないものとする。また、法定代理受領分以外については、介護報酬告示上の額と同額とする。なお、介護報酬告示上の額は、運営規程の概要とともに事業所内の見やすい場所に掲示するものとする。

- (1) 要介護者等の相談方法及び場所は次のとおりとする。

要介護者等の必要に応じて、来所相談及び居宅訪問相談を行い、来所相談については、事業所内の相談スペースを相談場所とする。電話等での相談については、24時間常時連絡可能な体制を併設のさつき苑との連携で行うものとする。

- (2) 課題分析表の種類は、次のとおりとする。

課題分析表は、居宅サービスガイドライン方式とする。但し、利用者の状況に応じて、他の課題分析表を用いることもある。

- (3) 居宅サービス計画の作成、実施、モニタリングは、次のとおりとする。

居宅要介護者等の依頼を受けて、サービス担当者会議にてその心身の状況、その置かれている環境、当該要介護者等及びその家族の希望を勘案し利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、これを担当する者、その他を定めた計画(居宅サービス計画)を作成し、実施、モニタリングをする。

- (4) 介護支援専門員の居宅訪問の頻度等は、次のとおりとする。

介護支援専門員の居宅訪問頻度は、おおむね1月に一度とするが、サービス担当者との連携等により必要と判断した場合は、随時行う。

- (5) 要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請の有無を確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて、速やかに申請が行われるように必要な援助を行う。

2. 第8条の通常の事業への実施地域を越えて行う指定居宅介護支援の提供に要した交通費は、公共交通機関利用(タクシーを除く)の際は、その実費を徴収する。但し、事業者の自動車を使用した場合は、次の額を徴収する。

通常の事業実施地域との境界から1km当たり20円とする。

3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(事故発生時の対応)

- 第7条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
2. 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(通常の事業の実施地域)

- 第8条 通常の事業の実施地域は、勝山市の区域とする。

(苦情処理)

- 第9条 事業所は、提出した指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するものとする。また、市町村、国保連等から、苦情に対して 指導を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(会計の区分)

- 第10条 この事業所の経理は、他の事業の会計と区別して行う。

(記録の整備)

- 第11条 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。また、指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(人権の擁護および虐待防止のための措置)

- 第12条 事業者は、利用者の人権の擁護および虐待の防止等のため、次に掲げる措置を講ずる。
- (1)虐待の防止に関する責任者の選定
 - (2)成年後見制度の利用支援
 - (3)従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
2. 職員は、事業所内および利用者の居宅その他の場所において、当事業所の職員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者のこと。)その他の者により、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

(身体拘束の廃止)

- 第 13 条 事業者は、利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動の制限者をしない。
2. 事業者は、所長や医師等で構成する「身体拘束廃止委員会」において、前項の緊急やむを得ない場合(切迫性、非代替性、一時性の要件を満たす場合)に該当するかどうか十分検討する。
 3. 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合でも、常に観察、再検討し、緊急やむを得ない場合の要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。
 4. 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を、利用者やその家族にできる限り詳細に説明する。
 5. 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

(業務継続計画の策定等)

- 第14 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
2. 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第15 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の事項に掲げる措置を講じるものとする。
- (1)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(法人内設置)をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
 - (2)事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3)事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

- 第 16 条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
- (1)採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

(2)継続研修 年2回

2. 事業所は、介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制の確保を図るものとする。
3. この事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
4. この事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人勝山幸寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

文書改訂履歴

区分	規程	文書 NO	規程-B-007
文書名	社会福祉法人 勝山幸寿会 さつき苑居宅介護支援センター 運営規程		

版数	改訂日	目的	改定内容	担当
1	H27.4.1			伊藤
2	R7.2.6	書式変更	標準書式への変更	松浦
		内容追加	第 12 条 人権の擁護および虐待防止のための措置 第 13 条 身体拘束の廃止 第 14 条 業務継続計画の策定等 第 15 条 衛生管理等	